

## 新型コロナウイルス感染予防対策における登校制限について

### A. 本人が感染、または発熱などで感染の疑いがある場合

① PCR 検査で陽性と判定された場合は医療機関と保健所から指示があるのでそれに従うこと。

② PCR 検査で陰性と判定された場合

PCR 検査結果判明の日を1日とカウントし14日間の自宅待機

※ PCR 検査実施後、2週間の経過観察を終えて登校する際のPCR検査の必要性については、症状の有無やPCR検査の特性等を考慮して、保健管理センターの判断で決定する。

③ 発熱などで医療機関を受診したが医師の判断によりPCR検査を受けなかった場合

インフルエンザなど感染関連マニュアルで登校制限期間のある疾患と判断された場合はその規定通り。それ以外の場合には、解熱剤、解熱作用のある風邪薬を服用せずに解熱後3日以上経過し、症状が改善されれば登校可。

※ 受診する医療機関の判断に迷う場合には保健管理センター(0942-27-6397)に相談(平日9時~17時)

### B. 家族が発熱などで感染の疑いがある場合

① 当該家族がPCR検査を受ける場合

当該家族のPCR検査の結果が判明するまで自宅待機

→当該家族のPCR検査結果が陽性で、生徒本人が濃厚接触者として認定された場合は、PCR検査の対象となる。

→当該家族のPCR検査結果が陰性だった場合は、PCR検査を受けた当該家族との接触を避け、健康観察の上、登校可。

② 当該家族がPCR検査を受けない場合

当該家族が解熱、症状の改善が認められ、本人にも健康観察で異常が認められなければ登校可。